

# 国民健康保険税の減額について

国民健康保険では、一定の所得以下の世帯に対して、保険税を減額する制度があります。

減額に際しては、国民健康保険加入者全員（19歳以上）の所得把握が必要です。所得のない方も申告してください。申告されないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため軽減の適用はされませんのでご注意ください。

## ◇減額基準◇

前年中の軽減判定所得が一定基準以下の世帯は、保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。

減額判定する際には、国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得も含んで判定します。ただし、前年中の所得がなくても町県民税の申告をしていないと適用されません。

なお、国民健康保険税の所得割額の課税標準額は、町県民税の所得割の課税標準額とは控除の内容が異なります。

## ●減額判定の計算に用いる軽減判定所得は？

### ○公的年金所得のある65歳以上の人

軽減判定所得＝年金収入－年金所得控除－雑損失の繰越控除－特別控除（15万円）

### ○給与所得のある人

軽減判定所得＝給与収入－給与所得控除－雑損失の繰越控除

### ○事業所得のある人

軽減判定所得＝事業収入－（必要経費－専従者給与等）

－純損失の繰越控除－雑損失の繰越控除

### ○譲渡所得のある人＝譲渡所得金額（特別控除前の金額）

## 7割軽減世帯

世帯主とその世帯の国保加入者の前年の軽減判定所得が 33 万円を超えない世帯

⇒軽減判定所得 ≤ 33 万円

## 5割軽減世帯

世帯主とその世帯の国保加入者の前年の軽減判定所得が 33 万円を超え、33 万円に国保加入者 1 人につき 28 万 5 千円を加えた金額を超えない世帯（7割軽減世帯を除く）

⇒33 万円 + (28 万 5 千円 × 被保険者数

と特定同一世帯所属者数の合算数)

※特定同一世帯所属者・・・国民健康保険から移行した後期高齢者

- ◆ 1人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 615,000 円 (33 万円 + 28 万 5 千円 × 1 人)
- ◆ 2人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 900,000 円 (33 万円 + 28 万 5 千円 × 2 人)
- ◆ 3人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 1,185,000 円 (33 万円 + 28 万 5 千円 × 3 人)
- ◆ 4人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 1,470,000 円 (33 万円 + 28 万 5 千円 × 4 人)
- ◆ 5人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 1,755,000 円 (33 万円 + 28 万 5 千円 × 5 人)

## 2割軽減世帯

世帯主とその世帯の国保加入者の前年の軽減判定所得が、33 万円に国保加入者 1 人につき 51 万円を加えた金額を超えない世帯（7割軽減世帯、5割軽減世帯を除く）

⇒33 万円 + (52 万円 × 世帯に属する被保険者数

と世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

- ◆ 1人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 850,000 円 (33 万円 + 52 万円 × 1 人)
- ◆ 2人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 1,370,000 円 (33 万円 + 52 万円 × 2 人)
- ◆ 3人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 1,890,000 円 (33 万円 + 52 万円 × 3 人)
- ◆ 4人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 2,410,000 円 (33 万円 + 52 万円 × 4 人)
- ◆ 5人世帯 33 万円 < 軽減判定所得 ≤ 2,930,000 円 (33 万円 + 52 万円 × 5 人)